第３回（平成３０年度第１回）自治基本条例推進委員会　会議録

名称	第３回（平成３０年度第１回）自治基本条例推進委員会（第4期）
開催日時	平成30年１０月２４日（水）　午後６時00分～午後８時０5分
開催場所	阪南市役所　３階全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、福岡委員、田中委員、奥野委員 荒木委員、中谷委員、中村委員、伯耆委員、撫井委員　１０人出席 【市】 地域まちづくり支援課　松谷課長、辻野主幹、寺本主幹、岩下総括主事、木村主事
傍聴人数	０人
議題	住民投票検討中間報告
資料	○資料１　住民投票制度について ○資料２　検討シート（中間報告用）
要旨	住民投票検討中間報告について、資料１、２に基づき、事務局及び副委員長より説明。
会議	あいさつ 委員長　本日は、住民投票制度についての２回目の中間報告ということで、今までの議論の成果を示していただきます。限られた時間ではありますが、よろしくお願いします。 今年の２月に開催して以来、８か月ぶりの委員会となります。この間においても、部会員の皆さまには前回の推進委員会の意見も踏まえ検討をいただいており、３月から部会を４回開催されていると伺っています。そのなかで、おおよその部分については論点をまとめていただいておりますー方、いくつか重要な課題も残っていると聞いております。 今日は、この部会での検討を踏まえ委員会としても最終のまとめに向けて議論を進めていきたいと思います。今回、部会からの報告、あるいは事務局からの論点整理を多くいただく事となり委員には負担かと思いますが、しっかりご議論いただきますようよろしくお願いします。 【住民投票検討中間報告】 事務局　住民投票の検討の中間報告について、資料１・２に基づき、住民投票検討状況について、壬生部会長から説明。引き続き、資料１・２に基づき、事務局から説明。 （推進委員からの意見、質疑・応答） 委員長　部会の皆さんご苦労様でした。細部にわたりますけれど、部会長から、前回の中間報告で当委員会として意見を申し上げた部分について再度検討した結果について報告がありました。また、新たに住民投票の論点として⑥～⑩の項目について検討いただいた結果についても報告いただきました。続いて、事務局から具体的に事務手続きとしてどのように進めていくのか。その手順あるいは具体的な手法について整理を行ってもらいました。 この内容について各委員からそれぞれ項目へのご質問、ご意見あるかと思います。まずはご自由に、気になった所からご意見をいただければと思います。 委員長　まずは、前回の２月の委員会で議論を行い、その後、部会でも議論いただいた部分について、順次確認していければと思います。まずは重要な論点になりますけど、住民投票で投票ができる対象を限定するかどうか。資料２でいうと３頁、4頁にありますが、前回、おおよそ委員会としてはこれぐらい最低必要でしょう。いや不要なものもありますよね。ということで、当初挙がっておりました７項目について議論いたしました。 部会では、それを踏まえて最終的には７つの項目をすべて記載していくということで改めて検討結果を報告いただきました。委員会としても、これはいらないとか、積極的にやめましょうということではなくご検討をということでした。この対象事項について何かお気づきの点があればご意見をお願いします。 委員長　特にご意見なければ次に進めさせていただきます。それでは、また戻っていただいて結構ですが、確認だけさせていただきます。 委員長　続きまして、検討項目③の請求及び発議の部分につきまして、資料２でいうと５頁になりますが、特にその中でも市長の発議についてご意見をいただきました。これにつきましては、前回の中間報告で、市長の発議について議会の承認までは必要ないとしても何らか議会との協議あるいは報告等を入れるという手順を経てはどうだろう。というご意見をいただきました。この意見を受け、部会では議会との協議を経てと言う事で今回結論を頂いたところです。この検討頂いた部分について何かご意見があれば伺いたいと思います。

委員長	無いようなので続きまして、検討項目④住民投票の投票権ということで、特に推進委員会では外国人の投票権についてどのように考えて行くのかということで色々ご議論がありました。前回、部会では公職選挙法に準拠という方向で一定報告をいただきましたが、推進委員会ではやはり外国人を含めては。という意見をいただいたところ。部会で改めて検討いただき、特に経費の側面や人権の側面などに配慮できるのであれば永住外国人については含めてはという意見が多数であったという結論でございました。推進委員会でも同様の意見と思いますが、いかがでしょうか。
委員	外国人を含める場合において、あまり経費のかからない手法とは具体的にどのような手法でしょうか。
事務局	以前の議論の時は、外国人についてもシステムに含めようという前提であり、この場合、新たに住民投票専用のシステムを構築する必要が生じてきます。このシステムは構築費用及び維持管理費用として住民投票が実施されても実施されなくても５年間で８，０００千円が必要となってきます。今回再度、通常選挙時に使用している選挙システムの維持管理を行っている業者と、外国人を含み経費の掛からない形式での住民投票の実施について打ち合わせを行いました。その結果、日本人については、現在使用している選挙システムの設定を変更すれば、住民投票の実施ができるということです。設定の変更だけですので、費用は掛からず導入することができると伺いました。また、阪南市内に外国人の方は２００名程度おられますが、外国人については、選挙システムに含めることができないため、Excelなどで情報を管理する必要があります。この部分については職員の事務に関する部分であるため、経費としては掛からないと思っております。
委員	外国人の中で住民投票の対象になる人数はどの程度いるのかを質問しようと思っていたが、200名程度ということであれば、手入力でも十分大丈夫かと思います。ただ将来的にどういう風な形になるのかが問題で、そのためのシステムの立ち上げは重要だと思いますが、現状であれば当面は影響はないだろうと思います。また、転入転出の情報をタイムリーに反映しなくてはならないため、そのあたりが大変重要になってくるのではと思います。
委員長	それでは、外国人の投票につきましては、今のところ先程ご説明のありました手法にて執り行うと言う事で考えたいと思います。それからもう一つの論点、投票の方法については、色々な投票方法がありますが、二者択一が基本だということで委員会ではご意見をいただいてきたところです。この論点につきましても、改めて部会で検討いただいて、住民投票の重みを考えればやはり二者択一で賛成か反対かを明確にした方が良いという事で結論をいただいたところです。これについて何かご意見やご質問があれば伺いたいと思います。
委員長	この論点については、それほど大きな異論はないかと思います。 それでは、ここからは新たに部会で検討いただきました５つの項目についてご審議いただきたいと思います。検討項目⑥、資料２でいいますと１２頁から住民投票の期日でございます。住民投票をいつやるのか、またその期間をどう設定するかという項目となります。期間を設定しないとなると、本当に実施されるのか分からないという状態になり困りますので、何かしら期間を設ける必要があるということになります。その範囲内の期日で投票することになるため、期間を何日ぐらいにするのが適当なのか。 例えば、期日の選び方として投票しやすい日を選ぶべきではないかということで日曜日を設定している自治体。それから他の選挙が行われる際は同日で行おうとしている自治体など色々工夫されている。これについて部会でご検討いただき、まず発議があってから投票までは90日以内にしてはどうか。周知やあるいは準備を考えると３か月はご理解頂ける期間と思います。その中で実際に投票する期日については変更することができるとして他の選挙があった場合には、合せて実施するという事で検討結果をお示しいただきました。これについて何かご意見やご質問があれば伺いたいと思います。
委員長	他の自治体ですと30日以上90日以内という風な決め方をして急いで住民投票を行うなというところもありますが、常識的に90日以内であれば、90日に近い日にちで投票が行われるのが普通の投票の仕方かと思います。また、後ほど出てきますが情報の提供について、住民投票のように市民の皆様へ内容をしっかり周知することが求められているケースにはやはり90日という期間は、しっかりと情報提供に努めるということで大事かもしれません。そのような部分も含めて90日以内という検討結果になっているかと思います。何かご質問等あれば伺いたいと思います
委員長	それでは、また後ほどにでもいただければと思いますが、投票日につきましては請求発議から90日以内。そして90日以内であれば、投票期日を変更することが出来る。投票期日については、変更とはいっておりますが基本的には他の選挙と合せる。あるいはここは議論があるかもしれませんが、90日以内で一番最後の投票しやすい日として通常は休日ということになりますが、そういう日が選ばれるはずだということでお考えいただければと思います。またご意見有ればおっしゃていただければ。

委員長	特に無いようですので、続きまして、資料２でいいますと１４頁の検討項目⑦成立要件です。 住民投票が成立するかどうかという時に、ここでは基本的には投票の数を問題にしようということで従来の議論ではなっておりました。要するに住民投票が成立するにはより多くの市民が投票を行わないと住民投票をした意味がないでしょうというご意見があります。そしてそのこともあって住民投票が成立したと認められるにはやはり投票率というのを１／２以上あるいは１／２を超えるというような条件を附されているケースがあるということであります。 さらには、住民投票として成立していない投票についてその結果の開票をするのか、しないのかということについてご検討いただきました。成立要件だけでいえば、部会では１／２以上の投票率で成立という検討結果をお示しいただきました。半分の市民が投票に行けば住民投票として成り立つということになります。そして要件に満たない場合は、住民投票にはならないので開票はしないというのが部会の検討結果でございました。これについては、せっかく実施したのでそれだけでも開票をしては。という意見もあるということも含めてご検討いただいております。 ただ、部会ではやはりこうした成立していない住民投票を開票すること自体がそもそも住民投票制度の考え方からして成り立たないのではないか。開票自体もコストもかかり、さらには中途半端に開票することで余計な議論あるいは混乱を招くことも考えられるのでは。ということで成立しない住民投票については開票しないという結論をいただいたところです。委員会としてご意見いただければ伺いたいと思います。
委員長	よろしいでしょうか。特に無いようであれば、部会の検討された方向でということで進めさせていただきます。 続きまして、情報提供でございます。住民投票の実施にあたりましては、住民投票に係る論点について市民に的確に情報が伝わってなければ住民投票の意味がないという事で、情報提供の具体的な方法、それから誰が住民投票の情報提供をしていくのか。また、情報の提供をいつまでにやるのか。投票の前日に提供されても仕方ありませんので提供期限も含め部会でご議論を頂きました。 情報提供につきましては、やはり住民投票の実施が市長であるため、情報提供についても市長が行うということでどうだろうか。ということで部会の検討結果をいただきました。選挙管理委員会を入れるという事も考えられなくはないですが、情報提供については既に市長が市民向けの様々な情報提供の手段を持っているということもあり市長が直接提供した方がいいのではないかという議論だったようです。 それからいつまでに情報提供をするのかという事については、現実にはありえないと思いますが、少なくとも2日前までには情報提供をするということを提供の期限として設定してはどうか。という検討結果を頂きました。これについて何かご意見やご質問があれば伺いたいと思います。
委員	この通りでいいと思います。ただ、投票の対象が市長が推進する施策であった場合、情報提供も行いにくいと思うし、忖度があるかもしれない。過去の事例でこども館の問題や市民病院の問題があり、議会でも色々議論されていた。この先も同じような場合が発生するかもしれないので、この時だけ選挙管理委員会から情報提供を行うというような形にしてはと思います。
委員長	只今、市長の施策や事業に対して反対をするような観点からの住民投票については、市長以外からの情報提供の方がいいのでは。というご意見をいただきました。各委員からも意見有れば伺いたいと思います。また、部会員の方で部会もこのような議論をしたというような事があれば伺いたいと思います。
委員	私は部会の委員ですが、部会の議論の中で私自身もその部分について市長が推進するような施策に対する住民投票の時、情報提供も市長からというのは非常に難しいのではと思っていました。しかし、代わりに選挙管理委員会が情報提供を行うとなりましても、実態として選挙管理委員会は運動体として動くようなものでないという事でしたので仕方ないなと思いました。でも、今までの出来事は市長が行おうとする施策に対しての反対であったので、情報提供が市長だけでいいのかという事はすごく思います。
委員長	実際に、市民に広く情報提供を行うための組織や資源を豊富に持っているのは市長しかいないと思います。選挙管理委員会は選挙公報の発行は行いますが、基本的な情報の収集は執行機関である市長が力が大きいですので、ここは市長に行ってもらわねばならないというところになると思います。懸念の点、偏った情報提供や情報提供に関する制限というものが加わってくるとそれは公平・公正に忠実な住民投票にならないという心配はあるかと思います。ここは情報提供にあたり市長が情報提供すると規定するとしても、公平・公正に留意して情報提供をするようにといった留意事項あるいは条件を附すという方法もあると思います。ここに関して、部会長（副委員長）から補足があれば伺います。
副委員長	委員長が最後にご指摘されてましたとおり、中立性また公平性という文言を条例に規定し、条件として附す事で部会では市長からの情報提供という結論で良いのではないかという議論でした。

委員長　ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
それでは、今のような部会としての結論でまずは進めさせていただきたいと思います。
続きまして、９番目住民投票運動についてです。これは住民投票ですので、特段進め方について法律上の規定があるわけではないので、自由に決めることができるわけです。部会でのご議論では、投票運動に禁止にする事項は必要ではないか。ただし、罰則まで用いるのはいきすぎではないか。罰則等は設けず、ただし、買収、脅迫等は禁止するというような規定の仕方が良いのではないか。要するに、罰則が無いので強制力は弱いのですが、何も無しではなくて住民投票も公平・公正に一人一人の市民がしっかり自分自身で考えて投票してください。という原則を掲げるということだろうと思っております。こういう結論を部会からお示しいただきました。これについて何かあればご意見やご質問を伺いたいと思います。

委員長　特に無いようであれば、部会案で進めさせていただきたいと思います。
続きまして１０番目、住民投票の請求の制限についてです。これは同一事案に対し住民投票の請求や発議ができるかどうか。住民投票の仕組みからすれば何度でも住民投票は行ってもいいのですが、一方では住民投票の効力・効果を考えた時に本当に同一の事案に対し、すぐに住民投票を請求することを行ってよいのか。これについて部会では、同一事案について請求に制限期間を設けるということがあってもいいのではないかという検討結果でした。
もちろん他の自治体では、稀ですが制限を設けられていないところもありますが、せっかく住民投票により意思が明確になったものを何度も繰り返してというのは、住民投票の趣旨というものに反しているのではないかということで、住民投票につきましては同一事案については請求の制限期間を設け、その期間は２年間という案をお示しいただきました。これについて何かご意見やご質問があれが伺いたいと思います。

委員長　１年の内に３回も４回も同じ事案に対し住民投票を行うとなるのは困った問題にもなるので、やはり制限期間を設けると、また他の自治体の例も見て２年間ということで検討結果を頂いておりますが、特段無いようでしたら、この部会案で進めさせていただきたいと思います。

委員長　続きまして、ここからは手続き的な側面についてご検討いただきました。部会では基本的に事務局からの提案について、提案通りでいいのではないか。というご報告を頂きましたが、委員会でも少し確認していきたいと思います。
まずは、住民投票の執行というところで資料２では１８頁になります。住民投票は市長が執行するということでこれまで議論を行ってきましたが、投票の実施や投票の管理、それに係る事務については選挙管理委員会に行ってもらってはどうだろうか。という提案をいただきました。他市でもこのような仕組みを取っている自治体がほとんどです。この選挙管理委員会に投票に関する事務を委任することについてご意見等あれば伺いたいと思います。

委員長　特に無いようでしたら、このまま進めさせていただきます。
続きまして、2番目は投票所です。これも実務的な部分になりますが、資料２では１９頁になります。投票所の指定については、通常の選挙ですと選挙管理委員会が指定した場に投票所ができることになります。住民投票においても実際、投票に関する事務は選挙管理委員会に委任をするということにすれば、選挙管理委員会に投票所を決めてもらうということになると思います。
この部分について何かご意見等あれば伺いたいと思います。
今でも、色々な選挙で皆さんの出来るだけ身近なところで、投票の行いやすい場所ということで工夫していただいているところだと思います。そのような指定の仕方だと考えていただければ、選挙管理委員会にお任せしていいのではないかというところです。

委員　外国人の投票所についてあまり触れられてなかったと思いますが、すべての投票所ではなくても市役所の一部でというような記載はしなくてよかったのでしょうか。

委員長　外国人の投票については、手続き上の費用面それから人権などが問題となっておりました。国政選挙及び地方選挙は外国人には投票権がありませんので、投票所に行かれることはありません。外国人が投票できるとすれば、外国人の為の投票所を設けなければならないということになります。その時、通常選挙で使用している投票所に併せて設けるというのは不合理だと思いますので、おそらく別の投票所を設ける形になると思います。したがって、通常の投票所で日本国籍の有権者と外国人が並んで投票を行うことは、自治体として想定しにくいと考えられます。このような形で外国人の便利それから場合によっては人権問題を避けて通れるのではないかと考えておりますが、この部分については選挙管理委員会の判断となりますので、そのあたりに留意して頂きたいと思っております。

委員　外国人を含めることによって、通常の選挙費用に加えて費用が必要となるのではないでしょうか。先程費用の掛からない手法でという議論があったと思いますが。

委員長　当然、外国人の投票所を別に設けるということは、それに係る経費は必要となってきます。費用の掛からないというのは、選挙人名簿を整えるシステムのかなり大きな費用の話でした。このように別に投票所を設けるとなると人員の配置に係る経費や、場所の設置費用などは必要となってきますが、システムの構築費用に比べればはるかに小さいというのが事務局の判断だったと思います。何か事務局から説明があればお願いします。

事務局	費用についてということで、外国人を含めるか含めないかで費用が全く変わらないということはなく、少なからず掛かります。現時点で、どの程度かかるのか金額を提示してのご説明は難しいですが、ただ最初に申し上げましたように、住民投票を実施してもしなくても５年で８００万円かかるという話があったと思います。この費用はシステムの構築費及び運用管理費となっており、外国人名簿の整理をExcelにて行うことにより、外国人の人数も200名の情報を追い続けるという作業は発生しますが、この８００万円はほぼゼロになるだろうというところです。 例えば、住民投票を実施するときに選挙と同日に実施するのか、別で実施するのかによっても変わってくると思います。同日で実施する場合、選挙の投票所に有権者以外は入れないと公職選挙法に規定されており、外国人はその投票所で住民投票の投票は出来ないことになります。そういう意味で外国人の投票所を市役所などで行うことになるだとろう。ということを委員長が言われていたところだと思います。 選挙の日、市役所には選挙本部が設置されているため職員が配置されております。市役所を外国人の投票所にするということであれば、追加で人員を配置をしなくてもいいため、人件費が非常に増加するということは考えにくいと思います。ただ、事務的な費用は掛かると思いますが。 また、選挙と同日に実施しないという事になれば住民投票だけの実施になるため、公職選挙法の規定が外れてくるため人権の問題もあるかもしれませんが、すべての投票所で一斉に行うことも出来ると思います。これは選挙管理委員会の判断にもなりますが。 そういう意味で外国人を含めることにより、係る経費が増えるか増えないかでいいますと、人件費も含めてそれほど増えないのではないかということが言えると思います。ただ、全く費用に差が生じないという事はできませんが、少しの増加で外国人を含んだ形で住民投票ができるのではないかというのが現状事務局の判断です。
委員	それでも、外国人を含めなくてはいけないのかと思います。元々、私は外国人を含めず、公職選挙法に準じた方がいいと思っていましたので。今、市の財政が厳しく様々な部分を切り詰めている中で、この部分も当然考慮しなくてはいけないと思います。
委員	この間、首相が外国人を登用するような新しい案を出しておられましたが、これからの日本は介護も含めて外国人を必要としているのに、都合の良し悪しで外国人を判断していると、発展性も無いと思うので、やはりグローバルに見ていき外国人を含め先の事を考える必要があると思います。当然、外国人も税金を納めているわけで少しのお金が掛かるといって除いてしまうのはどうかと思います。特に住民投票は国政選挙と違って地域に根差した人が持っている意見を収集するという意味で日本人も外国人も大きく差は無いと思っています。また、在留期間が無期限という条件を定めているので問題は無いかと思います。
委員長	お考えはそれぞれ根拠があるところかと思います。部会では、外国人の投票につきましては、認めるという多数のご意見でご報告いただきました。当委員会でも、多数のご意見として外国人の投票権は認めるべきだろう。ただ先程、委員からもありましたが、費用をかけて外国人を含めるのかというご意見もありました。これも少数意見として記録し留めさせていただきたいと思います。
委員長	続きまして、次の論点ですが、投票資格者でない者の投票について資料２でいうと２０頁です。これは投票できない人についての規定を置くということであります。手続き的なことになりますが、資料にありますように、投票資格者名簿に登録されていない者は投票できない。また投票資格者名簿に登録されていても、間違って登録されているケースもありますので、そのような場合も投票できない。当日、投票が行われる所在地に住んでいないというのも投票できない。といったような規定をすることで、一般的な投票権者を確認する手順だと思います。これについて何かご意見等があれば伺いたいと思います。
委員	文章を読んでもいまいち分かりにくいのですが、このような文章でなくてはならないのでしょうか。
委員長	部会でも文章分かりにくいというようなご意見があったと思います。　事務局の方でもう少し分かり易い文章になるのであれば、ご検討をよろしくお願いいたします。 その他何かございますでしょうか。
委員長	続きまして、事務局検討④の投票方法です。投票方法につきましては、１人１票で秘密投票、出来るだけ紛れのない分かり易く賛否を問うという事でこれまでご意見を頂いておりました。事務局から更に具体的な提案として、１人１票秘密投票であること。当日に自身で投票所に行き、有資格者である事の確認を経て投票を行っていただくとしています。 それから投票の仕方としては、賛成をするときは賛成の欄に○、反対の時は反対の欄に○をするという、賛成と反対の２つの枠を作ってどちらかに○を付けるという方法をお示しいただいております。それから代理投票について、身体の機能について制約のある方や自分で投票用紙に○を書けない方への仕組みで、これは公職選挙法にも規定のある手法でして、住民投票においても同様に代理投票をすることが出来ると規定してはどうかという事です。 なお、部会でのご意見では、出来るだけ分かり易く投票できるように、無効にならないような投票所での工夫というもの必要ではないかというご意見もありました。投票方法については、このような規定の仕方でいいでしょうか。常識的な分かり易い投票方法かと思います。
委員長	つづきまして、５番目の期日前投票です。期日前投票や不在者投票につきましては、通常選挙でも取り入れられている手法ですので、これも住民投票に応用して期日前投票や不在者投票の仕組みを作ろうということでご提案いただいております。部会でもこの項目については、事務局提案通りで通常選挙と同様にしましょうということでご報告を受けております。 これにつきまして、何かご意見があれば伺いたいと思います。

委員長　特にご意見等ないようですので、続きまして、６番目の無効投票です。白紙の投票あるいは〇以外の事項を記載するなど、色々な事を書く人もいるためこればかりはある程度規定を設けるのは致し方ないと思います。通常選挙においても、名前を書くようになっているが、他の事を書いたりするというケースが多くみられます。実際に選挙管理委員会としては相当慎重に判断されておられると思います。この住民投票の1票1票の重みは大きいため、厳密に有効投票かどうかを分ける基準を設けるという事で、所定の用紙を使うということ。それから〇以外は書かない。どちらか一方なのに両方に◯つけるなどは他事記載になってしまいます。それから〇以外の記号を書いたり、記載された◯が明確に賛成か反対かわからないというもの。はっきりしていれば、投票意思が確認できますが、そうでないものについては、無効とせざるを得ないでしょう。ほとんど公職選挙法の基準に従っているのですが、このような無効等の取り扱いでいいでしょう。ということで部会でもご議論いただいておりました。なお、部会では事務局提案通りでいいのではという事で伺っておりますが、先程にも申しましたが投票が無効にならないようにする工夫を。例えば投票所等で記載例の掲示をするなど工夫をして欲しいというご意見を部会から頂いておりました。この項目についてはこのような考え方でいいでしょうか。

委員　部会の意見として記載されている文章の文言が気になりました。
選挙の意味をもっとよく理解してもらうため情報提供が必要であるとか、間違った記載も有りうるなど、表現だけの問題ですか。

委員長　ありがとうございます。
事務局は文言の表記について修正をお願いします。

委員長　それでは、続いて７番目の投票結果の告示についてです。住民投票においては、もちろん開票する場合と開票しない場合とありますが、いずれにしても開票する時はその投票結果を、開票しない時は投票率の公表告示を行う必要があります。
選挙管理委員会は投票を管理する立場として結果をすぐに告示するということです。それから当然、住民投票を執行する権限のある市長に対しても報告をする必要があります。
併せて住民投票を執行した市長は、住民投票を請求した請求人にも直ちにその内容を通知します。また、市長が自ら発議して住民投票を実施している場合でも、議会と協議を経て実施いている経緯があるため議会の議長へ直ちに通知するということです。それから議会からの請求にて実施する場合もあるので、こちらも議会の議長へ直ちに通知するということです。
要するに、請求された方々には直ちにその結果を通知するという仕組みを用意しようということで、この項目を検討いただいております。
部会では特に問題なかったように伺っておりますが、各委員から何かご意見等あれば伺いたいと思います。

委員長　無いようなので、続きまして、8番目は投票及び開票ということで、これは実際の手順や事務の進め方ということになります。これもすでに公職選挙法に準じて行うという事でここまでご議論いただいておりますので、投開票につきましても公職選挙法に合せてはどうかという事で事務局から提案がされております。住民投票だけの投票の立会いや開票の立会いはどうするかという事もありますが、これらも選挙管理委員会は通常の選挙で慣れておられるので、公職選挙法に準じて行っていただくのがよろしいかというのが、部会での結論かと思います。これについて何かご質問等があれば伺います。

委員長　最後になりますが、９番目、委任についてです。当然、この住民投票条例で何もかも細かく決めきることはできませんので、市長が定める規則に住民投票の実行に必要な事項について定めるという規定を置いてはどうだろうかと、事務局から提案がされております。これについては実施上必要なこともあるかもしれませんので、今のところ具体的にどのような規則が必要なのか、規則にしないで要領や要綱で済まされるのかというそこの腑分けも必要かもしれませんが、委任条項を置いた方が、適正な住民投票の執行が確保できるのではないかということで検討部会でも事務局提案通りという結論を伺っております。この点について何かご意見等あれば伺います。

委員長　無いようなので、まず、今日部会からご報告いただきました内容について、一通りご確認していただきました。それから事務局からもいくつかの住民投票条例制定上の論点につきましてもご提案いただきました。投票の中身に係る部分から投票の手続きに係る部分と、多岐に渡るご検討を行っていただきました。各委員から種々ご意見を頂きましたが、基本的には部会でご検討いただきました結果について、当委員会としてもその方向で進めていただきたいと思います。もし各委員からご議論いただきました論点に付け加えられる点などありましたらお願いします。

委員　今後のスケジュールはどのようになるのでしょうか。

委員長　そろそろ大詰めだと思いますが、事務局から今後のスケジュールについてお考えがありましたらお願いします。

事務局	次第のその他でお話をしようと思っておりましたが、ご質問を頂きましたので、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。本日の推進委員会で、部会で検討されてきた検討結果の方向性でいいのではないか。という推進委員会としての取りまとめを頂きましたので、今後は、推進委員会としての答申を作成してまいりたいと考えております。 本日取まとまった方向を基に答申の骨子を検討部会で作成していき、出来上がりました骨子を、推進委員会へご報告し、ご意見をいただく予定としております。 みなさまの委員の任期は、平成31年5月末までとなっておりますので、それまでには骨子を成案化し、推進委員会として市長に答申を行うという形になります。委員会の開催も５回あるいは６回ということにはならないと思いますので、よろしくお願いいたします。
委員長	最低でも２回から３回ぐらいは必要になってくると思います。本日で、おおよその方向が固まりましたので、この後、部会で最後のまとめの議論をしていただいて、推進委員会としての答申の基本のたたき台のようなものを作成をしていただくということになろうかとおもいます。 そして、次回の推進委員会では、部会で作成いただきましたたたき台についてご議論のいただき、そのまま確定するか、もう2回程度かかるか、いずれにしても当委員会として諮問に対する答申を作成して推進委員会の役割を終えたいと考えております。来年の春ぐらいにはしっかり良いものを作成しようということですので、よろしくお願いします。
委員	事務局に聞きたいが、最後の委任についてですが、自分の母親が認知症なんです。このようなときはどのような扱いをするのでしょうか。認知症なので委任状を出すことも出来ないので、委任での対応となるのか、代理投票での対応となるのか、どうなんでしょう。
事務局	この委任は条例で定めきれない細かな事を規則に委ねるという意味でございます。今、委員からのご発言にありますように、個別に投票が難しいまたは自書できないという事情の際は、代理投票や不在者投票などといった投票方法の中で皆様の投票権を守っていくという形で、通常選挙と同様になる予定です。
委員	阪南市で、もし災害が起きた際に救援を求めるという制度があると思います。それに登録することで、自分の母親は認知症なので、もし何かあった際は、救助をお願いしますというような。例えばそのような要件を満たせば、家族に対して代理投票権を与えるということでもいいのではないかと思いますが。どのような考え方をすればいいのかと思いまして。
事務局	基本的に代理投票や不在者投票については公職選挙法に準拠するような形式になります。
委員	住民投票は公職選挙法ではなく、自治基本条例に基づいていると思います。家族がこのようにしたいなと一世帯の総意だということになれば、何か手立てはないのでしょうか。
委員長	今、当委員会で考えております住民投票条例は、お一人おひとりの市民の判断をベースにしているという考え方になります。
委員	1人1票は当然のことだと思います。だけども、それを面倒見ている人が、その人の代理という形で投票できないかと。そのようなことにするのであれば、どのような要件を満たせばよいかと思いまして。
委員長	残念ながら、それは出来ません。
委員	ということであれば、そのような人は投票権は無いということになりますね。足が動かない、耳が聞こえないなど、実際には投票が難しいと思いますので。
委員長	投票権はございます。例えば介護老人保健施設、あるいは特別養護老人ホームなどに入られている方の投票権をどのように守るか、その方の意思をどのようにして確認するかというのを皆さんが一生懸命考えておられるのが実情です。 現実問題として投票自体が出来ないということが仮にあったとしても、それはその方ご自身の意思と見なさなければなりませんので、周りの人が代わりに投票するということは有り得ないと言う事で理解をお願いします。あくまでの一人の市民として、すべての人の権利をきちんと守っていくのがこの住民投票条例の基本的な考え方ということです。その他いかがでしょうか。
委員長	それでは、今日は多くの項目につきましていろいろとご意見をいただきました。最終の答申につきましては、事務局の方と部会の方で今日出ましたご意見を踏まえてたたき台の作成をお願いします。本当にお一人おひとりの権利をどう守っていくのかという議論、あるいは外国人への投票権をどう考えて行くのかなど、色々と委員の中でもご意見があるということも踏まえて、最終の答申に向けての調整をお願いしたいと思います。
委員長	それでは本日の推進委員会は終了します。